「分散登校日」の実施　Q&A

Q１　実施に際して、保護者等と連携しながら児童生徒等の心身の健康状態を把握するとはどういうことか。

A：　学校における集団感染の発生を防ぐ観点から、登校前に自宅にて、発熱や風邪症状等が無いか健康観察を実施させる必要があります。

　 　　保護者等に対して、自宅にて健康観察をしていただくよう、協力のお願いをしてください。また、児童生徒等の健康状態を把握し、発熱や風邪の症状が認められる場合は、登校せず自宅にて休養させるよう、あわせて、お願いしてください。（保護者向け通知文参照）。

　 　　学校は、児童生徒等の健康状態を把握し、体調が悪いときは無理して登校しないよう指導するとともに、登校した児童生徒等についても、必要に応じて、当日の学校における活動に参加させず、帰宅するよう指導してください。

なお、「けんこうかんさつカード」等を利用する場合は、児童生徒等のプライバシーが守られるように配慮を行うことも大切です。

担当：保健体育課　保健・給食グループ（内線3506）

高等学校課　生徒指導グループ（内線3433）

支援教育課　学事・教務グループ（内線4736）

Q２　児童生徒等の心身の健康状態を把握する際のチェックポイントは何ですか？

A

（身体）

・発熱がないか

・せき、のどの痛み、鼻水、鼻づまり等の風邪症状がないか

（花粉症などのアレルギーを起因とする鼻水や鼻詰まりを除く）

・「息苦しさ」や「体がだるい」がないか

※１ 健康状態の把握するためのツールとして、必要に応じて別添の「けんこうかんさつカード」等を活用してください。

（心）

・落ち着きのなさはないか

・過度な警戒心を持っていないか

・教職員に接触を求めてくることはないか（極端なあまえ行為）

・乱暴、攻撃的な言葉遣いをしていないか

・帰宅するのを嫌がることはないか

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　→Q13

（その他）

・家庭内の様子（家族の体調）

・友人関係（ネット上の仲間外れや誹謗中傷）

・学習の遅れ

・進学、就職など進路上の悩み

担当：保健体育課 保健・給食グループ（内線3506）

高等学校課 生徒指導グループ（内線3433）

支援教育課　学事・教務グループ（内線4736）

Q３　分散登校をさせるにあたり、環境整備等の留意点はあるか。

A：　感染症対策の３つのポイントの内、「感染源を断つ」「感染経路を断つ」ことに留意した取組みが重要となります。

　　　 そのため、環境整備として以下の取組みを実施してください。

〇 １教室あたりの人数を20人程度とし、児童生徒等の間隔をあけた配席とする。

〇 石けんや消毒用アルコールを設置するなど、手指衛生を保てる環境を整備する。

　　 ※ 石けんやアルコールに過敏に反応したり、手荒れの心配があったりするような場合は、石けん等の使用を強要せず「流水でしっかり洗う」などで良いといった配慮を行ってください。

〇 適切な環境保持のため、教室等の換気を行う。

常に窓の開放を行うことが困難な場合は、教室のドアや窓を少なくとも1時間に1回（5分程度）開放する。換気設備を設置している場合は適切に使用する。（※２）

〇 多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアの取手、スイッチ、手すりなど）を、消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つ。（※３）

※２ 2方向のそれぞれ1つ以上の窓（対角線上の窓を開けると換気がスムーズに行われます）を開けて換気を行うことが望ましい

※３ 別添の「校舎等の消毒について」参照

担当：保健体育課　保健・給食グループ（内線3506）

高等学校課　学校経営支援グループ（内線3426）

高等学校課　学事グループ（内線3420）

支援教育課　学事・教務グループ（内線4736）

Q４　在籍者数が100名未満の学校であっても分散登校させる必要があるのか。

A：　分散の区分については、例えば、定時制の課程において１・２年生と３・４年生で分けるなど柔軟に設定しても構いませんが、この度の措置の趣旨を踏まえ、分散登校としてください。

担当：高等学校課　学事グループ（内線3420）

支援教育課　学事・教務グループ（内線4736）

Q５　登校日は出席日数として取り扱うのか。

A：　学校保健安全法第20条に基づく臨時休業の措置を行った場合、その期間は「授業日数」には含みません。登校日は臨時休業期間中の対応であるため、「出席しなければならない日数」としては取り扱いません。

担当：高等学校課　学事グループ（内線3420）

支援教育課　学事・教務グループ（内線4736）

Q６　入学式は行事日として取り扱うのか。

A：　臨時休業期間中ではあるが、入学式は「行事日」として扱い、指導要録上の「授業日数」に含めることとします。なお、入学式に出席しなかった児童生徒等についてはその事情を丁寧に聞き取り、咳や発熱等の風邪の症状がある者や新型コロナウイルスへの感染に対する不安から出席しなかった者については「出席停止」として取り扱うこととします。

担当：高等学校課　学事グループ（内線3420）

支援教育課　学事・教務グループ（内線4736）

Q７　入学式の実施にあたって、３月25日の教育振興室長メールでは、入学式への参列は全校とも新入生、保護者及び教職員のみとされていたが、このたびの通知により変更されたのか。

A：　大阪府内においても感染者数が増加している状況の中、クラスター発生のリスクを下げるための取組みを徹底するため、府立高校では、入学式への参列は全校とも新入生及び教職員のみとしてください。

※４　支援学校については【府立支援学校にかかるQA】Q１参照

担当：高等学校課　学校経営支援グループ（内線3426）

Q８　入学式を実施するうえでは、感染拡大防止の措置を講じることが必要ということだが、具体的にどうすればよいのか。

A：　クラスター発生のリスクを下げるための３原則（※５）に留意し、感染予防対策を講じてください。また、式の内容を精選して時間短縮を図ってください。

※５　①換気を励行する（２方向の窓を同時に開ける）

　　　②人の密度を下げる（会場の広さを確保し、お互いの距離を１～２メートル程度あける等）

　　　③近距離での会話や発声、高唱を避ける（やむを得ず近距離での会話が必要な場合マスク等着用）

担当：高等学校課　学校経営支援グループ（内線3426）

支援教育課　学事・教務グループ（内線4736）

Q９　始業式は実施してよいのか。

A：　登校日にオリエンテーション等、新学年への動機づけとなるような活動を行うことは考えられますが、「行事日」としての始業式を設定することはできません。

担当：高等学校課　学事グループ（内線3420）

支援教育課　学事・教務グループ（内線4736）

Q10　入学者選抜の口頭開示の実施期間は４月１日から４月14日までとなっているが、この間の状況を踏まえ、期間を延長してもよいか。

A：　口頭開示の期間は「令和２年度大阪府立高等学校入学者選抜の成績の開示請求の特例に係る取扱要領」で定めており、変更することはできません。なお、新入生に対する口頭開示は、実施期間内の登校日に実施しても構いません。

担当：高等学校課　学事グループ（内線3420）

支援教育課　学事・教務グループ（内線4736）

Q11　登校日において、「通常の授業は行わず、毎週の学習課題の提示や学習状況の確認を行う」とあるが、学習課題のポイントを解説することや生徒の質問に対応することなどは可能か。

A：　今回の登校日は、学校再開後の教育活動等の円滑な実施を目的に設定されているものです。そのため、課題のポイントを解説することや、希望者に対して質問に応じる時間を設定することは可能です。

　　【家庭学習課題の参考】

●子供の学び応援サイト（文部科学省）

<http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm>

担当：高等学校課　教務グループ（内線3431）

支援教育課　学事・教務グループ（内線4736）

Q12　健康診断、オリエンテーション等とあるが、他にどんなことが含まれるか。

A：　クラスター発生のリスクを下げるための３原則に留意したうえで、２時間以内で終了することができるのであれば、以下に例示することなどを実施していただいて構いません。

例：薬物乱用防止教室等の学年が一堂に会する講演会

　　学年集会

　　学力測定や進路指導に活用するためのテスト等

前年度に実施したテスト等返却

担当：高等学校課　学校経営支援グループ（内線3426）

　　　高等学校課　教務グループ（内線3431）

高等学校課　生徒指導グループ（内線3433）

支援教育課　学事・教務グループ（内線4736）

支援教育課　生徒支援グループ（内線4732）

Q13　健康診断実施にあたって気を付けることはあるか。

A：　クラスター発生のリスクを下げるための３原則に留意したうえで、工夫して実施してください。（※６）（※７）

〇 医師が行う健康診断については、その実施体制について、学校医・学校歯科医と事前に打ち合わせを行うこと。

〇 健康診断会場の換気については、可能であれば会場の2方向のそれぞれ1つ以上の窓を開放する。常時の開放が難しい場合は、1時間に1回（5分程度）、窓を開け換気を行うこと。なお、換気をする際には、プライバシーが守られるよう十分に配慮を行うこと。

※６ 結核検診と心臓検診（一次検査）の日程については、3月9日付け教保第2757号及び3月11日付け教保第2767号の通知から変更はありません。

結核検診と心臓検診（一次検査）の実施方法については、４月７日までは同通知文通りとし、4月8日以降の実施方法（20人を１グループとした実施方法等）については、追って通知させていただきます。

なお、尿検査の日程については、臨時休業期間終了後の日程で再度調整します。

また、心臓検診二次検査について、日程の変更を希望するか、二次検査は予定通り実施し、内科検診で要二次検査となった場合に未受検者検診を受検するか等、再度調査をします。ただし、日程変更をした場合は、2学期以降になる可能性があります。

※７ 工夫例：

学年ごとに開始時間を分散させる。　検診時の待機者が滞留しないよう、人数を減らす。

児童生徒等を分散させて受診できるようにする。　…等

担当：保健体育課 保健・給食グループ（内線3506）

Q14　在校時間が2時間程度であれば部活動も可能か。

A：　部活動については、引き続き自粛願います。

担当：高等学校課　生徒指導グループ（内線3433）

　　　　保健体育課　競技スポーツグループ（内線3474）

　　　　支援教育課　生徒支援グループ（内線4732）

Q15　児童生徒等が登校して来た際に、虐待の疑いがある場合、その際のチェックポイントは何か。

A：　落ち着きがない、過度な警戒心をもつ、不自然な外傷がある、帰宅するのを嫌がるなどに当てはまる場合などは、虐待被害のサインだと言われています。必要に応じてスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを活用してください。詳細については、「子どもたちの輝く未来のために　～児童虐待防止のてびき～【要点編】」（令和元年12月）を参照してください。

担当：高等学校課　生徒指導グループ（内線3433）

支援教育課　生徒支援グループ（内線4732）

Q16　登校してきた児童生徒等から新型コロナウイルスに関する偏見や差別・いじめに関する相談があった場合はどうすればよいか。

A：　悪ふざけも含めた偏見や差別・いじめ行為は人権侵害であり、断じて許されるものではありません。速やかに校内のいじめ対策組織で情報を共有するとともに、被害児童生徒等に寄り添う姿勢で対応してください。

また、いじめに限らず、児童生徒等が悩みや不安について、相談できるよう改めて、次の相談窓口を参考に児童生徒等・保護者に周知徹底するようにしてください。

●『LINE相談』大阪府教育センター

毎週月曜日 17：00～21：00（受付は20：30まで）

※令和２年４月７日(火)、４月８日(水)、5月6日（水）、5月7日（木）も実施します。

●『すこやか教育相談24』

電話：0120-0-78310(無料)　24時間対応の電話相談窓口です。

●『すこやか教育相談』大阪府教育センター

　　　「すこやかホットライン」(子どもからの相談)

　　　　　　電話：06-6607-7361　　Eメール：sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp

　　　「さわやかホットライン」(保護者からの相談)

　　　　　　電話：06-6607-7362　　Eメール：sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp

　　　電話相談：月曜日～金曜日 9：30～17：30　(祝日・年末年始は休みです)

Eメール相談：24時間窓口設置　(但し回答は後日)

　　　FAX相談(06-6607-9826)：24時間窓口設置　(但し回答は後日)

　　　面接相談：学校を通しての予約が必要です。(祝日・年末年始は休みです)

担当：高等学校課　生徒指導グループ（内線3433）

支援教育課　生徒支援グループ（内線4732）

Q17　学校が設定した分散登校日において、活動中や登下校の際に児童生徒等が負傷した場合、日本スポーツ振興センター災害給付の対象となるか。

A： 対象となります。

【根拠法令】

学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている場合

※８ 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害給付金の基準に関する規則

学校管理下の範囲（施行令第5条第2項第2号省令第26条）

【学校の教育計画】とは

　教育計画は、必ずしも年間、月間、あるいは週間とあらかじめ定められたものとは限らない。必要に応じて学校が計画したものを含む。

担当：保健体育課 保健・給食グループ（内線3506）

Q18　分散登校させる際に、教職員が気を付けることはありますか。

A：　教職員等も、学校における集団感染の発生を防ぐ観点から、児童生徒等と同様の感染症対策を実施する必要があります。手洗い、マスク等の着用、健康管理等の感染症対策を一層、徹底するよう留意してください。

教職員も児童生徒等と同様に、出勤前に毎朝自宅で検温等を行うなど、健康観察を実施するとともに、適切な健康管理に努め、健康状態に不安がある場合は、学校へ連絡し無理な出勤を避けるようにしてください。

集団感染が起こりうる学校で勤務していることを念頭に、日常生活において、クラスターのリスクを高める３つの条件が重なる場所には参加を避けるようご留意ください。

担当：保健体育課 保健・給食グループ（内線3506）

Q19　教職員のマスクの準備はどうするのか。

A：　マスクを各校に一定数配付できるよう、現在調整しているところですが、以下の「マスクの作成方法について」も参考にし、まずは各自でご用意ください。

〈参考〉

●マスクの作成方法について

https://www.mext.go.jp/a\_menu/ikusei/gakusyushien/mext\_00460.html

担当：高等学校課　学事グループ（内線3420）

支援教育課　学事・教務グループ（内線4736）

Q20　令和２年３月４日教職企第2497-2号「新型コロナウイルス感染症にかかる教職員の服務について（通知）」に記載の「発熱等の風邪症状」はどのように考えれば良いか？

A：　「発熱やのどの痛み、強いだるさ（倦怠感）等がある」、「１週間前後の期間、咳が長引いている」という症状がみられた場合です。なお、職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られることから、勤務しないことがやむを得ないと認められる教職員は職務に専念する義務（期間又は時間）を免除することとします。

　　また、教職員の服務については教職員室教職員企画課企画グループよりおって通知します。

担当：教職員企画課 企画グループ（内線3443）

Q21　この期間に児童生徒等や教職員に感染者や濃厚接触者が確認された場合、どうすればよいのか。

A：　感染者や濃厚接触者が確認された場合は、速やかに保健体育課まで連絡してください。当該感染者等の状況を踏まえ、その後の登校日の実施等について、教育庁が個別に判断します。

担当：保健体育課 保健・給食グループ（内線3506）

【府立支援学校にかかるＱＡ】

Q１　府立支援学校においては入学式の保護者付添いは可能か。

Ａ：　付添いは可能です。

新入生、保護者、担当教職員のみの参加とするなど、参加者間のスペースを十分確保

のうえ、必要最小限の人数に限って開催してください。

なお、実施にあたっては、内容やプログラムを精選して時間短縮を図ってください。

担当：支援教育課　学事・教務グループ（内線4736）

Q２　学校の実情（感染予防に特に配慮が必要）により、登校日を設けなくてもよいか。

A： 感染予防の対策を実施のうえ、登校日は必ず設けてください。

　担当：支援教育課　学事・教務グループ（内線4736）

Q３　登校日の設定の考え方は？

A： 学校再開後の教育活動等の円滑な実施に向けて以下のとおり、児童生徒等１人あたり週に１～２回を登校日とし、以下の様に時差登校や分散登校を実施すること。

　①　通学バス運行のある支援学校

　　　ア　通学バスを利用して通学する児童生徒等

　　　　　・学部別や学年別に登校させる等の措置を取ること。

（参考例）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 学部 | 8日 | 9日 | 10日 | 13日 | 14日 | 15日 | 16日 | 17日 |
| 水 | 木 | 金 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 |
| 小 | 小１、4 | 小2、5 | 小3、6 | 小１、4 | 小2、5 | 小3、6 | 小１、4 | 小2、5 |
| 中 | 中１ | 中2 | 中3 | 中１ | 中2 | 中3 | 中１ | 中2 |
| 高 | 高１ | 高2 | 高3 | 高１ | 高2 | 高3 | 高１ | 高2 |

イ　自主通学をする児童生徒等

　　　　・公共交通機関のラッシュ時を回避する為、時差通学についても検討すること。

（参考例）

　　　通学バスを利用して通学する児童生徒等　　9時登校

　　　自主通学をする児童生徒等　　　　　　　　9時20分登校

　②　通学バス運行のない支援学校（病弱支援学校を除く）

　　　・公共交通機関のラッシュ時を避けた時間帯となるよう、原則時差通学にすること。

・各校の実情（児童生徒数等）に応じて学部別や学年別に午前又は午後の登校日と

するなど、分散登校について検討すること。

③　病弱支援学校及び肢体不自由支援学校における訪問教育

・病院との連携をより強化し、医師の指示に従い、対応すること。

　　担当：支援教育課　学事・教務グループ（内線4736）

Q４　登校日における活動については、どのようなものが考えられるか。

Ａ： 以下の事項等が考えられる。

　①　学校再開後の教育活動等の円滑な実施に向けて、家庭（放課後ディサービス）等で

行える課題を計画的に提供することが重要であることから、登校日には、家庭（放

課後ディサービス含む）等で自主学習ができるような課題を配付し、それについて

の補足説明を行う。

　②　自宅でできる家庭学習教材等の紹介や取組み方法に関する説明を行う。

　　　＜参考＞

　●小中学生に向けた家庭学習教材等について（大阪府教育庁　小中学校課）

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/gakunennbetukatei/index.html>

　　　　●子供の学び応援サイト（文部科学省）

<https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm>

　③　身体の使い方などの健康観察を行う。

　　　　＊③をする際には、教員は手指を消毒するとともにマスクを着用すること。

　④　マスクの作成を行う。

　　　＜参考＞

●マスクの作成方法について

<https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html>

担当：支援教育課　学事・教務グループ（内線4736）

Q５　給食は実施できるのか。

A： 登校日を設定する場合は、児童生徒等の滞在時間は１日２時間程度までとしているため、現時点では給食の実施はありません。

　(時差登校で午後からの登校を予定する場合においても、感染症予防の観点からお弁当の持参は不可です。昼食時間帯に係らない時間帯で設定してください。）

　担当：支援教育課　学事・教務グループ（内線4736）

　　　　保健体育課　保健・給食グループ（内線3471）

Q６　通学バスは運行できるのか。

Ａ： 以下の事項に留意し、登校日は通学バスを運行します。

①　毎朝の児童生徒等の検温を必ず行い、連絡帳や健康観察カードへの記入を徹底するよう保護者に依頼すること。

②　児童生徒等に発熱等の風邪の症状がみられるときは、自宅等で休養し、通学バスに乗車することのないよう、保護者への依頼を徹底すること。

③　通学バスの乗車児童生徒等数が、座席数（車いすスペース含む）の50％程度までになるよう、登校する学部・学年・クラスなどの組合せを検討すること。

④　児童生徒等の座席については、隣合せで座らないなど、可能な限り離すことができるよう配席を工夫すること。

⑤　通学バス運行委託事業者には別途、府教育庁から、感染予防に係る取組みについて以下のような通知をする予定である。

ア　乗務員は、毎朝、必ず検温を行い、発熱等の風邪の症状がみられるときは、通学バスに乗車しないこと。

　　イ　「車内室温に留意しつつ、15分毎に１分程度の車内の換気を行うこと」との医師の見解を受け、換気方法を以下に例示するが、障がい種や児童生徒等の状況をふまえ、学校と検討のうえ換気を実施すること。

・空調は「外気導入」の設定で換気を行いながら運行する。

・常時、運転席の窓を開けて運行する。

・児童生徒等が乗車する始発バス停までの間、可能な限り全ての窓を開け運行する。

・約15分に１回停車し、ドアや運転席の窓を開けて、１分程度の換気を行う。

（バス停でのドアの開閉を含む）。

ウ　乗務員は感染予防対策（マスクの着用、車内に消毒液を備え、こまめに手指の消毒を行う等）を行う。

　　エ　児童生徒等に、できるだけ会話を控えるよう指導する。

　オ　ドアノブや座席など、１日の運行終了後には、必ず車内の消毒をする。

担当：支援教育課　生徒支援グループ（内線4732）

Q７　臨時休業中の登校日実施にあたり、保護者に対して依頼すべきことは何か。

A： 特に以下の事項３点に留意し、お願いしてください。

①　登校前には、毎朝検温を必ず行い、連絡帳や健康観察カードへの記入を徹底する。

②　自宅においても、感染拡大防止対策として、手指の消毒、咳エチケット等の徹底。

　③　通学バス停までの送迎など、児童生徒等の登下校時の安全確保

　　この他、保護者への緊急時の連絡先についても、改めて確認をお願いします。

担当：支援教育課　学事・教務グループ（内線4736）

Q８　登校日設定であれば通学バスは運行している。座席に余裕がある場合、居場所づくりのための児童生徒等を乗せてもよいか。

Ａ： 現時点では、通学バスの座席数への配慮を最大限考慮し、感染防止の観点から、通学バスの乗車はできません。

担当：支援教育課　学事・教務グループ（内線4736）

Q９　医療的ケアが必要な児童生徒等の登校はどのように判断するのか。

A： 医療的ケア児が在籍する学校においては、地域（特に校区内）の感染状況を踏まえ、校内の感染症罹患状況（風邪様症状を含む）を学校医に情報提供して、主治医や学校医に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき個別に登校の判断をしてください。

とりわけ、基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等については、同様に、主治医や学校医に相談の上、個別に登校の判断してください。

　担当：支援教育課　生徒支援グループ（内線4732）

Q10　教職員のマスク着用については絶対か。そもそもマスクが不足している。

また、聴覚支援学校では教員の口元の動きを児童生徒等に見せることが必要。

Ａ： 感染予防の観点から、原則着用をお願いします。

　　 ただし、マスクで顔を覆うことで不安になる児童生徒等がいたり、聴覚障がいの児童

生徒等への指導において口元を示す必要がある場合等、必要に応じてマスクを外す・ずらす等、個々の障がいの状況に応じた対応をお願いします。

　　 その際、可能な限り一定の距離を保つ・大声を出さないなどの、感染予防の観点をふまえてご対応ください。

また、ご存じのようにマスクの入手は困難な状況です。校内において、マスクが不足している場合は、以下のホームページを参考にしてマスクを作成する等、ご協力をお願いいたします。

　　＜参考＞

●マスクの作成方法について

<https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html>

※府立学校版「分散登校日」の実施ＱＡ　Ｑ19も参照すること

　担当：支援教育課　学事・教務グループ（内線4736）

Q11　寄宿舎は開舎できるか。

A： 臨時休業中であるため、現時点では寄宿舎は開舎しません。

　担当：支援教育課　学事・教務グループ（内線4736）